

奈良県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第二十四号

奈良県部設置条例の一部を改正する条例

奈良県部設置条例（平成七年三月奈良県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文化・教育・くらし創造部」を「地域創造部」に、  
「水循環・森林・景観  
産業・観光・雇用振  
食と農の振興部

環境部 「環境森林部  
興部 を 産業部 に改める。

「 食農部 」

第三条（見出しを含む。）中「文化・教育・くらし創造部」を「地域創造部」に改め、  
同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 生活衛生に関すること。

第五条（見出しを含む。）中「水循環・森林・景観環境部」を「環境森林部」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「産業・観光・雇用振興部」を「産業部」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「食と農の振興部」を「食農部」に改める。

### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。